

# 10. 各種割引

制度名	内容																						
<p><b>JRの旅客運賃割引</b></p> <p>【お問い合わせ】 JR東日本 お問い合わせセンター 050-2016-1600 (6:00～24:00、年中無休)</p>	<p>乗車券購入の際、身体障害者手帳又は療育手帳を窓口にて提示して、運賃が割引になります。 ※12歳未満の小児定期乗車券は割引されません</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>乗車券種類</th> <th>対象者</th> <th>割引率</th> <th>制限距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1種</td> <td rowspan="2">普通乗車券</td> <td>本人のみ</td> <td>5割引</td> <td>片道の営業キロが100Kmを超える場合</td> </tr> <tr> <td>介護者付き本人</td> <td>本人と介護者ともに5割引</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>定期乗車券 回数乗車券 急行券 (特急券を除く)</td> <td>介護者付き本人</td> <td>本人と介護者ともに5割引</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>普通乗車券</td> <td>本人のみ</td> <td>5割引</td> <td>片道の営業キロが100Kmを超える場合</td> </tr> </tbody> </table>	種別	乗車券種類	対象者	割引率	制限距離	第1種	普通乗車券	本人のみ	5割引	片道の営業キロが100Kmを超える場合	介護者付き本人	本人と介護者ともに5割引	なし	定期乗車券 回数乗車券 急行券 (特急券を除く)	介護者付き本人	本人と介護者ともに5割引	なし	第2種	普通乗車券	本人のみ	5割引	片道の営業キロが100Kmを超える場合
種別	乗車券種類	対象者	割引率	制限距離																			
第1種	普通乗車券	本人のみ	5割引	片道の営業キロが100Kmを超える場合																			
		介護者付き本人	本人と介護者ともに5割引	なし																			
	定期乗車券 回数乗車券 急行券 (特急券を除く)	介護者付き本人	本人と介護者ともに5割引	なし																			
第2種	普通乗車券	本人のみ	5割引	片道の営業キロが100Kmを超える場合																			
<p><b>福島交通飯坂線運賃割引</b></p> <p>【お問い合わせ】 福島交通(株)鉄道部 024-558-4611</p>	<p>駅窓口または車内の車掌に、下記の手帳を提示して運賃が割引になります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障がいの種類</th> <th>対象者</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者手帳</td> <td rowspan="3">本人と介護者</td> <td rowspan="3">5割引</td> </tr> <tr> <td>療育手帳</td> </tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳</td> </tr> </tbody> </table>	障がいの種類	対象者	割引率	身体障害者手帳	本人と介護者	5割引	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳														
障がいの種類	対象者	割引率																					
身体障害者手帳	本人と介護者	5割引																					
療育手帳																							
精神障害者保健福祉手帳																							
<p><b>阿武隈急行線運賃割引</b></p> <p>【お問い合わせ】 阿武隈急行(株) 024-577-7132</p>	<p>料金所において、下記の手帳または割引証を提示して運賃が割引になります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障がいの種類</th> <th>対象者</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者手帳第1種</td> <td rowspan="2">本人のみ、または 介護者付き本人</td> <td rowspan="3">本人と介護者ともに 普通乗車券・定期券 とも5割引</td> </tr> <tr> <td>療育手帳A</td> </tr> <tr> <td>身体障害者手帳第2種</td> <td>本人のみ</td> </tr> <tr> <td>療育手帳B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳</td> <td>本人のみ、または 介護者付き本人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被救護者割引証</td> <td>本人のみ、または 付添者付き本人</td> <td>本人と介護者ともに 普通券のみ5割引</td> </tr> </tbody> </table>	障がいの種類	対象者	割引率	身体障害者手帳第1種	本人のみ、または 介護者付き本人	本人と介護者ともに 普通乗車券・定期券 とも5割引	療育手帳A	身体障害者手帳第2種	本人のみ	療育手帳B		精神障害者保健福祉手帳	本人のみ、または 介護者付き本人		被救護者割引証	本人のみ、または 付添者付き本人	本人と介護者ともに 普通券のみ5割引					
障がいの種類	対象者	割引率																					
身体障害者手帳第1種	本人のみ、または 介護者付き本人	本人と介護者ともに 普通乗車券・定期券 とも5割引																					
療育手帳A																							
身体障害者手帳第2種	本人のみ																						
療育手帳B																							
精神障害者保健福祉手帳	本人のみ、または 介護者付き本人																						
被救護者割引証	本人のみ、または 付添者付き本人	本人と介護者ともに 普通券のみ5割引																					
<p><b>福島交通バス運賃割引</b></p> <p>【お問い合わせ】 福島交通(株) 福島支社 024-535-4102</p>	<p>窓口にて乗車券購入の際、またはバス降車の際、下記の手帳を提示して運賃が割引になります。なお、精神障害者保健福祉手帳については、高速バスは割引の適用外となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障がいの種類</th> <th>対象者</th> <th>普通運賃</th> <th>定期運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者手帳</td> <td rowspan="3">本人と介護者</td> <td rowspan="3">5割引</td> <td rowspan="3">3割引</td> </tr> <tr> <td>療育手帳</td> </tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳</td> </tr> </tbody> </table>	障がいの種類	対象者	普通運賃	定期運賃	身体障害者手帳	本人と介護者	5割引	3割引	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳												
障がいの種類	対象者	普通運賃	定期運賃																				
身体障害者手帳	本人と介護者	5割引	3割引																				
療育手帳																							
精神障害者保健福祉手帳																							

制度名	内 容															
<p><b>ジェイアールバス東北 バス運賃割引</b></p> <p>【お問い合わせ】 ジェイアール バス東北(株) 024-534-2011</p>	<p>窓口にて乗車券購入の際、またはバス降車の際、下記の手帳を提示して運賃が割引になります。</p> <table border="1" data-bbox="443 322 1482 622"> <thead> <tr> <th>障がいの種類</th> <th>対象者</th> <th>普通運賃</th> <th>定期運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者手帳第1種</td> <td rowspan="2">本人と介護者</td> <td rowspan="5">5割引</td> <td rowspan="4">3割引</td> </tr> <tr> <td>療育手帳A</td> </tr> <tr> <td>身体障害者手帳第2種</td> <td rowspan="2">本人のみ</td> </tr> <tr> <td>療育手帳B</td> </tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳</td> <td>本人のみ</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table>	障がいの種類	対象者	普通運賃	定期運賃	身体障害者手帳第1種	本人と介護者	5割引	3割引	療育手帳A	身体障害者手帳第2種	本人のみ	療育手帳B	精神障害者保健福祉手帳	本人のみ	対象外
障がいの種類	対象者	普通運賃	定期運賃													
身体障害者手帳第1種	本人と介護者	5割引	3割引													
療育手帳A																
身体障害者手帳第2種	本人のみ															
療育手帳B																
精神障害者保健福祉手帳	本人のみ		対象外													
<p><b>航空旅客運賃割引</b></p> <p>【お問い合わせ】 各航空会社支店営業 所及び指定代理店</p>	<p>身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、国内線を利用するとき、障がい者本人及び介護者(1名)の料金が割引となります。</p> <p>※12歳未満の方は、子ども料金が適用されるため、対象となりません。</p> <p>※割引の実施及び割引額は、航空運送事業者または路線によって異なりますので、詳しくは航空会社各社へお問い合わせください。</p>															
<p><b>タクシー運賃割引</b></p> <p>【お問い合わせ】 福島地区ハイヤー タクシー協同組合 024-533-3113 または各タクシー会社</p>	<p>身体障がい者・知的障がい者が、ハイヤータクシー協同組合加盟のタクシーを利用する際に、運賃が1割引になります。乗車の際、身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。</p> <p>※精神障害者保健福祉手帳所持者については、タクシー会社ごとに割引の有無が異なりますので、直接タクシー会社へお問い合わせください。</p>															
<p><b>有料道路障害者割引</b></p> <p>【お問い合わせ】 有料道路ETC 割引登録係 045-477-1233</p> <p>【申請先】 福島市役所 障がい福祉課</p>	<p>身体障がい者が自ら自動車を運転する場合又は重度の身体障がい者若しくは療育手帳A所持者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合、利用料金が50%割引となります。</p> <p>※登録した車両に乗車しているときのみ割引が適用されます。</p> <p>○対象者・運転者…障害者手帳1種 ⇒ 運転者制限なし 障害者手帳2種 ⇒ 本人運転の場合のみ</p> <p>○台数……………障がい者1人につき1台のみ</p> <p>○車両の所有者…本人又は本人の親族等</p> <p>《申請に必要なもの》※すべて原本確認となります(コピー不可)</p> <p>●申請書 ●障害者手帳 ●車検証 ●運転免許証(障害者手帳2種の場合)</p> <p>●ETCカード (手帳所持者本人名義のもの、手帳所持者が18歳未満の場合は親権者または後見人名義でも可)</p> <p>●ETC車載器セットアップ申込書・証明書</p> <p><b>ETCを利用する場合</b> 事前に登録されたETCカードを車載器に挿入し、通行してください。</p> <p><b>ETCを利用しない場合</b> 料金所係員に手帳を提示してください。</p>															

制度名	内 容
<p><b>NHK放送受信料免除</b></p> <p>【お問い合わせ】 NHK福島放送局 024-526-4623</p> <p>【申請先】 福島市役所 障がい福祉課</p>	<p>障がい者のいる世帯に対して、放送受信料が免除されます。 減免額には2種類あります。</p> <p><b>全額免除</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳所持者がいる非課税世帯</li> <li>・知的障害者手帳所持者がいる非課税世帯</li> <li>・精神障害者手帳所持者がいる非課税世帯</li> </ul> <p><b>半額免除</b></p> <p>契約者が視覚・聴覚障がい者(1～6級)で世帯主 契約者が重度の身体障がい者(1・2級)で世帯主 契約者が重度の知的障がい者(A)で世帯主 契約者が重度の精神障がい者(1級)で世帯主</p> <p>《申請に必要なもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●申請書 ●障害者手帳 ●認印</li> </ul>
<p><b>携帯電話割引</b></p> <p>【お問い合わせ】 各携帯電話会社まで</p>	<p>各携帯電話会社で手帳所持者(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)に対する割引サービスがあります。 各社適用要件やサービス内容が異なりますので、詳細については、各社店頭窓口等でご確認ください。</p>

## 市有施設使用料等免除

お問い合わせ…障がい福祉課 障がい庶務係 525-3748

申 請 窓 口…障がい福祉課 障がい庶務係

身体障害者手帳等をお持ちの方が市の施設を個人または専用使用で使用する際の使用料等が全額免除(=無料)となります。使用する際には障害者手帳等をお持ちください。

### 対 象 者

下記のいずれかをお持ちの方が対象になります

- 身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神保健福祉手帳
- 指定難病医療費受給者証等

下記の方は介護者1名も免除されます。

- 身体障害者手帳1種の方 ●療育手帳第1種の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 障害支援区分の記載がある難病患者の方

### 【注意】

温泉施設の利用については、介護者と障がい者が同性でない場合、障がい者を介護すると認められないため、介護者は無料になりません。

団体の専用使用(一部専用使用を含む)の場合、使用する人数の半数以上(介護者を除く)が対象者であれば無料となります。

対象施設

【体育施設】

No.	施設名	連絡先
1	福島トヨタ クラウンアリーナ(福島市国体記念体育館)	539-5500
2	NCV ふくしまアリーナ(福島市体育館・武道場)	535-4106
3	福島市飯野野球場	567-5617
4	福島市南体育館	567-5617
5	福島市東部体育館	536-1508
6	福島市西部体育館	591-3506
7	福島市中央市民プール	534-7934
8	福島市森合市民プール	558-2210
9	福島市弓道場	557-1511
10	福島市飯坂武道場	558-6151
11	福島市飯坂野球場	558-6151
12	福島市クレイ射撃場	546-5590
13	福島市相撲場	539-5500
14	福島市十六沼公園サッカー場	558-6151
15	福島市十六沼公園スケートボードパーク	558-6151
16	十六沼公園屋根付き運動場	558-6151
17	NCV ふくしまパークゴルフ場(福島市パークゴルフ場)	572-5786
18	福島市庭球場	557-1511
19	福島市千貫森庭球場	562-2002
20	福島市信夫ヶ丘総合運動公園(信夫ヶ丘競技場・信夫ヶ丘球場)	533-2267
21	十六沼公園/体育館・スポーツ広場・テニスコート	558-6151

【温泉施設】

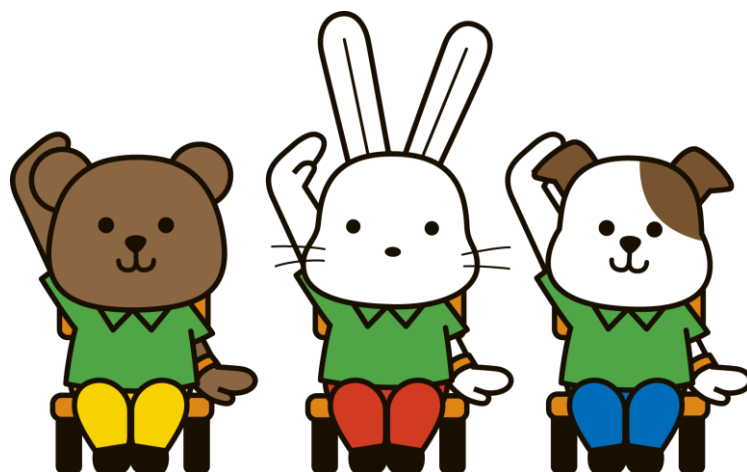
No.	施設名	連絡先
1	あったか湯	591-1125
2	鯖湖湯	542-5223
3	仙気の湯	542-5223
4	切湯	542-5223
5	導専の湯	542-5223
6	波来湯	542-5223
7	中之湯	563-3991
8	UFO ふれあい館	562-2002
9	もにわの湯	596-1811
10	十綱湯	542-0400
11	天王寺穴原湯	542-0400
12	八幡の湯	542-0400
13	大門の湯	542-0400

【公園施設】

No.	施設名	連絡先
1	ふくしま児童公園 SFC ももりんパーク(福島市児童公園)	572-3575
2	都市公園等	525-3765

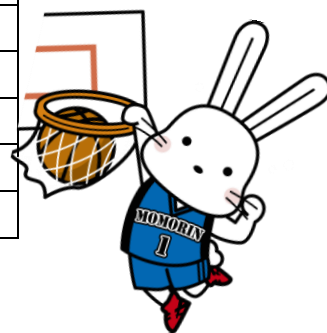
【学習センター】

No.	施設名	連絡先
1	福島市中央学習センター	534-6631
2	福島市三河台学習センター	533-8331
3	福島市渡利学習センター	523-1551
4	福島市杉妻学習センター	545-5717
5	福島市蓬莱学習センター	549-1821
6	福島市清水学習センター	557-7400
7	福島市もちずり学習センター	534-2470
8	福島市北信学習センター	554-1115
9	福島市吉井田学習センター	546-3445
10	福島市西学習センター	593-1013
11	福島市信陵学習センター	558-1234
12	福島市飯坂学習センター	542-2122
13	福島市松川学習センター	567-2323
14	福島市信夫学習センター	546-5207
15	福島市吾妻学習センター	526-3353
16	福島市飯野学習センター	562-3335
17	福島市蓬莱学習センター分館	549-1821
18	福島市清水学習センター分館	557-7400
19	福島市吾妻学習センター分館	526-3353
20	福島市飯野学習センター青木分館	562-3335
21	福島市飯野学習センター大久保分館	562-3335
22	福島市飯野学習センター明治分館	562-3335



【その他施設】

No.	施設名	連絡先
1	福島市男女共同参画センター	525-3784
2	社会教育館立子山自然の家	597-2951
3	ふくしん夢の音楽堂(福島市音楽堂)	531-6221
4	福島市子どもの夢を育む施設「こむこむ」	524-3131
5	福島市草心苑	573-5061
6	福島市古関裕而記念館	531-3012
7	福島市写真美術館	563-4990
8	福島市働く婦人の家	531-6221
9	福島市勤労青少年ホーム	531-6221
10	福島市東部勤労者研修センター	525-3721
11	福島市西部勤労者研修センター	525-3722
12	福島市産業交流プラザ	525-4022
13	キョウワグループ・テルサホール(福島テルサ)	521-1500
14	サンライフ福島	553-5529
15	福島市飯野イベント広場	562-2111
16	福島市アクティブシニアセンター「A・O・Z」	533-2344
17	パルセいいざか(福島市飯坂温泉観光会館)	542-2121
18	福島市旧堀切邸	542-8188
19	旧佐久間邸	525-3739
20	福島市公会堂	534-2414
21	福島市市民会館	535-0111
22	福島市いいの交流館	562-2111
23	市民活動サポートセンター	526-4533
24	福島市老人福祉センター	545-4511
25	福島市敬老センター	535-0111
26	福島市わたりふれあいセンター	522-2563
27	福島市飯野地域福祉センター	562-3946
28	ヘルシーランド(福島市健康福祉センター)	536-5600
29	じょーもぴあ宮畑(宮畑遺跡史跡公園)	573-0015
30	御倉邸(御倉町地区公園)	522-2390
31	茂庭広瀬公園野外ステージ(音響設備)	571-7702
32	福島市土湯温泉まちおこしセンター	595-2217
33	福島市土湯温泉観光交流センター	572-5503
34	まちなか交流施設	524-3717



# 11. 税金関係

## 自動車税・軽自動車税等の減免

普通乗用車 お問い合わせ・申請先・・・県北地方振興局県税部 521-2702

軽自動車 お問い合わせ・申請先・・・福島市役所市民税課 税制係 525-3713

### 減免の要件

#### 1 減免申請ができる方

○身体障がい者の方は、次の表に該当する場合に減免対象となります。

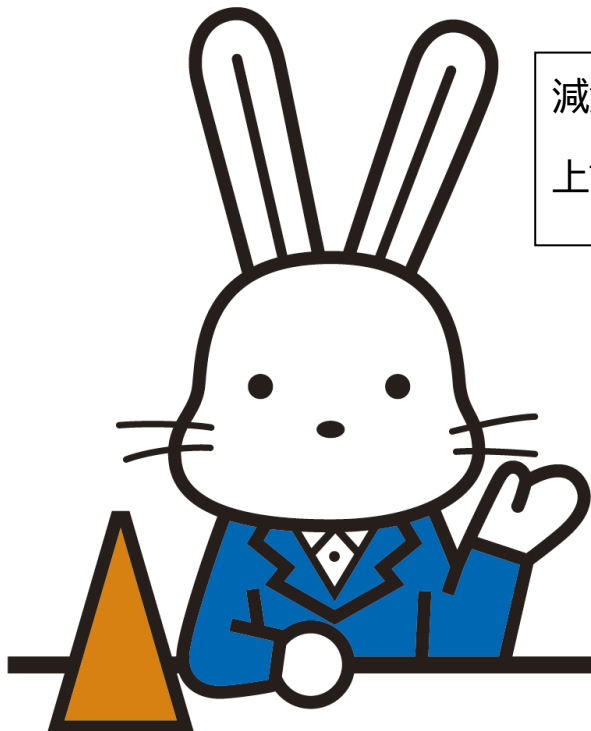
区分	減免の対象となる障がいの内容			
	身体障がい者自身が運転する場合	身体障がい者と生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合		
身体障 害者 手帳	視覚障害	1級から4級まで	1級から4級まで	
	聴覚障害	2級及び3級	2級及び3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		
	上肢不自由	1級及び2級	1級及び2級	
	下肢不自由	1級から6級まで	1級から3級まで	
	体幹不自由	1級から3級及び5級	1級から3級まで	
	乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	1級及び2級
		移動機能	1級から6級まで	1級から6級まで
	心臓,じん臓,呼吸器,小腸, ぼうこう又は直腸機能障害	1級、3級及び4級	1級、3級及び4級	
免疫機能障害	1級から4級まで	1級から4級まで		
肝臓機能障害	1級から4級まで	1級から4級まで		

○知的障がい者の方は、次の条件を満たす場合に減免対象となります。

・療育手帳Aを所持している。

○精神障がい者の方は、次の条件を満たす場合に減免対象となります。

・精神障害者保健福祉手帳1級[自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている方に限る]を所持している。



減免の要件に該当するか否かは、  
上記お問い合わせにご確認ください。

## 2 減免の対象となる自動車の条件

区分		自動車の所有(取得)者	自動車の運転者	使用目的
1	身体障がい者	本人	本人	特に問わない
			生計を一にする方 又は常時介護する方	障がい者等の方が通学、通院、通勤、通所又は生業のために専ら使用すること
	18歳未満	本人又は 生計を一にする方	生計を一にする方 又は常時介護する方	
2	知的障がい者A	本人又は 生計を一にする方	本人	特に問わない
			生計を一にする方 又は常時介護する方	障がい者等の方が通学、通院、通勤、通所又は生業のために専ら使用すること
3	精神障がい者1級 (精神通院医療の給付を受けている方に限る)	本人又は 生計を一にする方	本人	特に問わない
			生計を一にする方 又は常時介護する方	障がい者等の方が通学、通院、通勤、通所又は生業のために専ら使用すること
4	戦傷病患者	本人	本人	特に問わない
			生計を一にする方 又は常時介護する方	障がい者等の方が通学、通院、通勤、通所又は生業のために専ら使用すること

※自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)は4月1日現在所有(所有権留保付の場合は使用)している自動車に課税されます。

※減免の対象となるのは、障がい者1人につき1台の自家用自動車(軽自動車を含む。)に限ります。

事業用の自動車は該当しません。

※常時介護する方が運転する場合は、生業や通院等のために1年以上継続して週3日以上使用する場合に限ります。

## 3 減免に必要な書類

	必要なもの(すべて原本確認)	申請先
自動車税(種別割) 自動車税(環境性能割) 軽自動車税(環境性能割)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手帳 ●免許証 ●車検証</li> <li>●生計を一にする方が運転する場合は、世帯全員の住民票</li> <li>●常時介護する方が運転する場合は常時介護証明書</li> </ul>	県北地方振興局県税部 (県庁北庁舎4階) 521-2702
軽自動車税(種別割)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手帳 ●免許証 ●車検証 ●納税通知書(納付書)</li> <li>●福島市外に住民票がある世帯で、障がい者と生計を一にする方が運転する場合は、世帯全員の住民票</li> <li>●常時介護する方が運転する場合は常時介護証明書 (詳細は次項参照)</li> </ul>	福島市役所 市民税課 税制係 (市役所本庁舎2階) 525-3713

## 4 申請期間

自動車税 (種別割)	平成21年度から減免制度一部改正により、月割減免制度となりました。年度途中で障害者手帳の交付を受け、要件に該当する場合、申請月の翌月以後の月数に応じ、税額の月割相当額が減免となります。 (1)身体障害者手帳等の交付が4月1日より前の場合 →納期限まで(令和4年度は6月末日まで) (2)身体障害者手帳等の交付が4月1日以降の場合 →当該年度の2月末日まで 詳しくは、県北地方振興局県税部にお問い合わせください。
軽自動車税 (種別割)	納税通知書発付後より、納期限までが申請期間(令和4年度は令和4年5月10日から令和4年5月31日まで)となります。 詳しくは、福島市役所市民税課税制係までお問い合わせください。 ※軽自動車税は、制度改正はありませんので、現行通り年度途中からは減免となりません。



## 常時介護証明書

お問い合わせ…障がい福祉課 障がい庶務係 525-3748  
申請窓口…障がい福祉課 障がい庶務係

自動車税(種別割)、自動車税(環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)の減免申請の添付書類として、**障がい者を常時介護する方が**自動車を運転する場合は、常時介護証明書が必要になります。(自動車の運転者が障がい者本人の場合、常時介護証明書は必要ありません。直接県北地方振興局県税部または市民税課にて減免申請ができます。)

### 対象者

減免を受ける障がい者と生計を別にしていて、当該障がい者を常時介護する方

※1年以上継続して週に3回以上、通学・通院・通所・通勤のために運転する場合に限りです

### 申請に必要なもの

- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- 自立支援医療受給者証
- ※精神障害者保健福祉手帳所持者で普通自動車の減免を受ける場合のみ
- 車検証 ※新車購入時は不要
- 運転者の免許証 ●申請書 ●自動車運行計画書
- 証明書 ●誓約書 ●同意書(窓口に備え付けてあります)

※常時介護者が市外にお住まいの場合は、お住まいの市町村で住民票をとっていただくこととなりますので、ご注意ください。

## 優遇される各種税

障害者手帳の等級に応じて下記のとおり控除される税金があります。

種類	身障手帳	療育手帳	精神	内容		窓口
所得税	3～6級	B	2～3級	障害者控除	1人につき27万円	問い合わせ先 福島税務署 Tel 534-3121
	1～2級	A	1級	特別障害者控除	1人につき40万円	
				同居特別障害者控除	1人につき75万円	
住民税	3～6級	B	2～3級	障害者控除	1人につき26万円	問い合わせ先 福島市役所市民税課 市民税第二係・第三係 Tel 525-3792 525-3712
	1～2級	A	1級	特別障害者控除	1人につき30万円	
				同居特別障害者控除	1人につき53万円	
				全所持者 前年合計所得金額135万円以下非課税		
相続税	3～6級	B	2～3級	障害者控除 特別障害者控除	障がい者が、相続により財産を取得した場合、障がい程度、年齢要件により障害者控除があります。	問い合わせ先 福島税務署 Tel 534-3121
	1～2級	A	1級			
贈与税	1～2級	A	1級	特別障害者を受益者とする特別障害者扶養信託契約に係る信託受益権のうち一定額部分は非課税となります。		

※障害者手帳所持者以外の方も控除に該当する場合があります。また、精神又は身体に障がいのある65歳以上の方で、福祉事務所長から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている方も障害者控除の対象になります。また、「障害者控除対象者認定書」については福島市役所介護保険課介護認定係(Tel525-6552)へお問い合わせください。